

## 11. 法学部「教学上の3つの方針」に対する評価の方針

法学部（以下「学部」という。）は、学部における教学上の「3つの方針」である「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の達成状況について正確に把握し、それを「教育の質保証」にむけた改善に活かすために、次の方針に基づき、教学上の成果について多様な観点から測定・評価（以下「アセスメント」という。）する。

1. アセスメントは、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の3つの方針について行う。
  - (1) 「学位授与の方針」に関しては、同方針で求められている学修成果、特に、「方針4」及び「方針5」の学修成果が、学生によって実際にどの程度達成されているのかについてのアセスメントを中心に行う。
  - (2) 「教育課程編成・実施の方針」に関しては、「学位授与の方針」に定めた学修成果を達成するために、適切な教育内容・方法を学生に提供しているかについてのアセスメントを中心に行う。
  - (3) 「入学者受け入れの方針」に関しては、同方針で求められている主体的に学ぶ態度、本学部での学びに必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力が、新入生にそれぞれどの程度充足されているかについてのアセスメントを中心に行う。
2. アセスメントにおいて使用する指標としては、既に学内にあるデータを活用するとともに、インスティテューショナル・リサーチ委員会を中心とした関係組織と連携しつつ、アセスメント対象の複雑性、多面性に対応できるよう、新たな指標が不断に開発されなければならない。
3. アセスメントは、学部点検・評価委員会が年度ごとに実施・集約し、その結果と「教学上の3つの方針」の総合的評価を、全学点検・評価委員会に報告しなければならない。
4. 各授業科目についてもアセスメントを行う。